

フランス刑事訴訟法における公訴権と 私訴権の史的展開（一）

水谷規男

目次

- 一 はじめに
- 二 訴権の生成と初期弾劾手続
- 三 糺問手続と公訴権、私訴権
- 四 革命期における公訴権、私訴権の変遷（以上本号）
- 五 治罪法典の制定と公訴権、私訴権
- 六 治罪法典以降の発展
- 七 おわりに

一 はじめに

フランス刑事訴訟法には、公訴権（action publique）と私訴権（action civile）という二つの訴権が存在する。公訴権は刑罰の適用を求める訴権であり、私訴権は犯罪によって生じた損害の賠償を求める訴権である。フランス法にその起源を有する「公訴権」という概念は、フランスにおいては常に私訴権と対置して用いられてきた。従ってフランス刑事訴訟法における訴権論、および訴追制度論を研究するにあたっては、この二つの訴権の対置関係を明らかにすることが不可欠である。

ところで現在、民事裁判所でも行使され得る賠償請求権である私訴権は、刑事裁判所で行使される場合には、単なる民事上の請求権ではなく公訴権始動の効果を伴ない、被害者を刑事手続の当事者にするという刑事法上の特殊な性格を認められている。⁽¹⁾ 私訴権は、刑事手続上の訴権として、公訴権と密接な関連を有しているのである。

本稿では、長い歴史的伝統のうちに形成されてきたフランス刑事訴訟法にお

ける公訴権と私訴権の史的展開を跡づけることとする。そのことによって、刑事手続上の特殊な性格を有するに至った私訴権の現代的意義を明らかにし、被害者の刑事手続上の地位をめぐる問題点を探るための手がかりを得ることができるであろう。

二 訴権の生成と初期弾劾手続

刑事訴追制度の原型は、初期弾劾手続における私人（被害者）の訴追権に引き出される。公刑罰の観念が未発達な原始社会においては、犯罪に対する司法上の制裁は私的復讐が緩和された形態である被害者に対する賠償が中心であった。制裁の私的性格に基礎づけられた生成期の訴権は、被害者訴追の形で表われた私訴権⁽²⁾だけであった。

フランス刑事訴訟法の公訴権と私訴権の区別の原型は、古代都市国家における市民の訴追権と被害者の訴追権の区別⁽³⁾に求められる。そこで先ず、ギリシャ・ローマの制度を瞥見した上で、フランスにおける訴権の発展を跡づけることにする。

(1) ギリシャ・ローマの立法

古代ギリシャのアッティカの立法においては、被害者は私的利益に損害をもたらした犯罪について訴追権を認められていた。被害者の訴追権は、殺人についての例外を除けば和解によって放棄することができた。この被害者訴追がアッティカの刑事訴追の一般的形態であったが、公訴（市民訴追）も都市国家全体の利益を侵害する公犯（crime public）について認められていた。市民による訴追は、公的な職務とされていたため、原告となる市民は和解することも判決前に訴えを取下げることが許されず、敗訴した場合には賠償責任を負わなければなら⁽⁴⁾なかった。

共和政期のローマにおいても、アッティカ同様市民による弾劾と被害者による弾劾の区別が見られた。ローマの常設査問会（quaestio perpetua）の裁判においては、公犯（crimina publica）と私犯（delicta privata）が区別され、それぞれについて原告適格の要件が定められていた⁽⁵⁾のである。被害者には、公犯、私犯を問わず、損害を被ったすべての犯罪について訴追権が認められ、その原告適格は損害の存在のみで十分であったが、市民の訴追権については、その対象は公犯に限定され、その行使は一定の条件を満たす市民にしか認められ

なかつた。⁽⁶⁾

刑事手続に市民が参加することが原則であった共和政期のローマにおいては、公訴権は市民訴追の形で表われ、弾劾手続を支える重要な役割を担っていた。他方被害者の訴権も、賠償請求と処罰要求の両方を含むものとして重要な位置を占めていた⁽⁷⁾のである。

ところが、帝政ローマの時代に入ると、公権力側の犯罪鎮圧への関心の高まりと司法秩序の階層化のために、刑事手続は従来の民衆的な基礎を失い、市民の訴追権も元首に対する密告の手段として機能するにすぎなくな⁽⁸⁾った。そして、従来の常設査問会の裁判に加えて特別審理手続（Cognitio extra ordinem）が創設されるに及んで、新たな訴追形式として、皇帝の裁判官による職権訴追が認められるようになった。職権訴追は処罰を確実にするという名目の下にしだいに拡大され、被害者や市民による訴追を無力化させていった。当事者の役割を縮小させ、裁判官の権限を強化した特別審理手続は、訴訟構造としても糺問手続の萌芽⁽⁹⁾とすべき特徴を有していた。

(2) フランク王国から封建制へ

ローマの一属州であったフランスに成立した最初の統一的国家であったフランク王国においては、ゲルマン諸部族の慣習法がガリアーローマ族に適用されたローマ法以上に影響力を持ったため、刑事手続制度は弾劾的なゲルマン慣習法に従っていた。フランク王国の初期（メロヴィング朝時代）に行われた刑事司法の原則は、基本的には私的復讐であり、被害者とその家族は実力をもって復讐を行うことができた。被害者は、被った損害について示談金（殺人の場合のWergeldなど）を要求するに止めることもできたが、その場合には公開の裁判で訴追を行う権利を有していた。この時代においても、訴追は⁽¹⁰⁾純粹に私的なものであり、賠償請求権としての私訴権のみが存在したのである。

たしかに、国王の権威に重大な侵害をもたらす犯罪（反逆、不忠、偽金等）については、王の法令による身体刑が科されており、公刑罰の観念がすでに存在していたが、それは手続上明確な担い手を持つ公訴権として確立されたものではなかつた。被害者訴追に公権力が介入したのも、示談金の一部が罰金（fredum）として国庫に帰属し、特定の犯罪について国王のための罰金（bannum）⁽¹¹⁾が別に徴収されたという限度においてのみであった。

フランク王国も後期（カロリング朝時代）に入ると、領土の拡大、王権の伸

長に伴って中央集権化の傾向が見られ、刑事手続の面でも慣習法に基づく民衆裁判に代わって国王裁判所による裁判が行われるようになった。国王裁判所では、シャルルマーニュ（Charlemagne）の王法によって、裁判官の職権訴追も認められていた。⁽¹²⁾

フランク王国の崩壊後は、フランスにおいても封建制が成立し、微弱な国王権力と封建領主の権力が併存することになった。このような権力構造の下では、統一的な司法秩序も形成されず、13世紀に至るまで刑事司法は従来の慣習法をほとんどそのまま適用して行われていた。

封建時代の慣習法においては、私人（被害者）による手続の開始が原則とされていたが、原告と被告の対等という弾劾手続の理念の貫徹のために、原告である被害者も被告同様判決時まで身柄を拘束されるという申し立て当事者（partie formée）の制度が形成されていた。申し立て当事者の制度は原告となる被害者とその重い負担のために名乗り出ず、手続が開始されないために処罰の確実性が確保できないという欠陥を持っていた。そこで、弾劾手続の例外として現行犯や周知の犯罪について職権訴追が導入され、その適用領域が⁽¹³⁾がしだいに拡大されていった。

以上のように、初期弾劾手続においては、被害者訴追（あるいはそれを補充するものとしての市民訴追）が原則であった。公権力の伸長に伴って、犯罪が公権力自体に対する侵害と見なされるようになった後も、職権訴追の形で、公権力の行使の手段として公訴権が位置づけられるに至るまでは、被害者の訴追権は原則的に維持された。弾劾手続では、被害者は刑事手続に不可欠の当事者と考えられていたのである。

三 糺問手続と公訴権、私訴権

(1) 糺問手続の成立と国王裁判所への波及

糺問手続は、強大な司法権力を背景として成立した秘密、非対審、書面中心の刑事手続である。糺問手続の萌芽は、前述のように帝政ローマやカロリング朝時代に見られるが、実際にこれを確立したのは、強大な教皇権を中心に整備された教会裁判所であった。⁽¹⁴⁾ 教皇イノセント3世によって教会法に採り入れられた糺問手続における糺問官の職権訴追は、教会内の階層的秩序と聖職者の品位の保持の必要から、教会の利益のみが脅かされる異端（hérésie）等の犯罪

について主要な訴追形式として機能するようになった。

ところで、フランスの封建制度は、13世紀末には十字軍による封建諸侯の没落、経済の広域化によって中央集権化の途をたどりつつあり、司法制度の面でも国王裁判所の管轄権が拡大されていた。糺問手続は、従来の弾劾手続に比べて、犯罪鎮圧に合目的であり、証拠法則において神判 (ordalie) を廃止する等の先進性を有していたため、国王裁判所の採用するところとなったのである。

糺問手続の導入は、公訴権と私訴権のあり方にも質的な変化をもたらした。初期弾劾手続における公訴権（公刑罰の適用を求める権利）は、被害者の私訴権に従属する一要素として、または市民訴追や例外的な職権訴追の形で表われたにすぎなかったが、糺問手続においては、公訴権は刑事手続固有の、そして本質的な訴権として裁判官の手中に委ねられたのである。糺問手続の導入後も、被害者は自ら公訴権をも行使して訴追を行うことができたが（被害者が申し立て当事者となる場合には裁判官は手続を義務づけられた）、手続が裁判官によって秘密裡に行われるようになったため、敗訴すれば反坐刑 (peine du talion) に処せられる原告とならずに、告発によって訴追の処置を裁判官に委ねることが多くなった。そこで、被害者の権利は、⁽¹⁵⁾ 實際上賠償請求権としての私訴権のみに限定されていた。

(2) 検察官制度の導入

犯罪鎮圧を自らの利益と見なして糺問手続を導入した国王は、同時に有罪者に対する罰金および没収の賦課という別個の利害関係をも有していた。そこで、14世紀に入ると、罰金、没収の事務を行う官吏として国王の代官 (procureur royal)、領主の財務代官 (procureur fiscal) が刑事手続に介入するようになった。国王の代官と財務代官は、検察官の最初の形態であり、後に公訴原告 (partie publique) として刑事手続上不可欠の主体となるが、14世紀の段階ではこれらの者は補助的当事者 (partie adjointe) であるに止まり、自ら訴追権を持つものでもなく、⁽¹⁶⁾ 証拠の提出等について裁判官の活動を補充するにすぎなかった。

公訴原告としての検察官の権限は、当事者の存在を当然に予定するものではない糺問手続においては、明確な法的根拠を持たなかった。国王の代官、財務代官の刑事手続上の権限は、「裁判上の必要に応じて少しづつ発展した」もの

であった。⁽¹⁷⁾ 国王の代官、領主の財務代官が訴追権を獲得したことが確認されるのは、15世紀に入ってからである。

すなわち、14世紀末から15世紀初めにかけて「田園全書 (Somme rural)」を著わしたブテイエ (Jean Bouteiller) によれば、当時訴追 (裁判官の事件受理) には四つの形式があり、それは告発、現行犯、申し立て当事者の弾劾、周知の事件についての裁判官自身、または公の代理人の請求による訴追であった。⁽¹⁸⁾ 公の代理人 (国王の代官、財務代官) は請求 (requête) によって手続を開始させる権限を獲得したが、告発の受理、職権訴追、予審の権限が裁判官に集中していた15世紀においては、公訴権の第一義的な担い手はやはり裁判官であった。

被害者は、告発によって裁判官の訴追を促すことができた他、申し立て当事者となることによって自ら公訴権を行使することができた。しかし、弾劾手続の名残りを止めていた申し立て当事者による訴追は14世紀ごろからしだいに用いられなくなっており、アンベル (Jean Imbert) ⁽¹⁹⁾ によれば、16世紀に至って、この制度は完全に姿を消したとされている。

(3) 王令の整備

フランスの王権は、百年戦争 (1337—1453年) の終結後、王領の拡大と統一的国家形成の気運の高揚によって、絶対王制の基礎を築きあげ、司法制度の面でも中央集権化と機構の整備が進められた。刑事手続は、15世紀に至るまで判例、慣習法、学説 (法)、またはそれらを確認する個別的な立法で定められていたにすぎなかったが、15世紀末から、強大化した王権を背景として王令 (Ordonnance) による法典化が進められたのである。

刑事手続に関する王令のうち、初期の重要なものは、1498年のルイ12世の王令、および1539年のフランソワ1世の王令 (Ordonnance Villers-Cotterêts) ⁽²⁰⁾ である。ここでは、カロリナ刑事法典とともに糾問手続を確立したとされる1539年の王令の規定を見ることによって、16世紀における公訴権と私訴権のあり方を概観することとする。

1539年の王令では、国王の代官は刑事手続において公訴原告となる司法官 (magistrat) としての地位を与えられた。すなわち、国王の代官は予審記録の伝達をうけて論告 (conclusion) を行う (王令147条) 権限を与えられたのである。被害者も予審記録の伝達をうけ、申し立て書面を提出し (148条)、軽

微事件についての通常手続（procédure ordinaire）では弁論を行う（150条以下）ことによって公訴に関わっていた⁽²¹⁾。また、被害者は私訴原告として刑事手続上賠償を求める権利を保持していた。そこで、国王の代官（公訴原告）と被害者（私訴原告）の権限配分如何ということが争われることとなり、当時の著作においては、公訴権の行使が国王の代官に委ねられるとしても、手続上主要な当事者は私訴原告人であるという主張が有力になされていた⁽²²⁾。訴訟当事者となった被害者は、「私訴原告」の名の下に賠償請求と身体刑の科刑の請求の両方を行ない得たのである⁽²³⁾。

16世紀においても、裁判官の職権訴追は手続開始の重要な手段であった。被害者も私訴原告人として刑事手続の当事者としての地位を保持し、また、私訴原告人がいない場合でも身体刑を求めて論告を行う国王の代官の権限が明確になったことによって、1539年の王令が施行されていた16世紀の段階では、公訴権の行使は裁判官、国王の代官、私訴原告人の三者に分配されていたことがわかる⁽²⁴⁾。

(4) 1670年の刑事大王令

17世紀に入ると、フランスの王権は最盛期をむかえ、ブルボン王朝は典型的な絶対主義王朝としての勢力を誇った。法典化による統一的な法制度の整備も、太陽王ルイ14世の下で促進され、その大王令（Grandes Ordonnances）は絶対主義王制に見合う法体系を完成させた。1670年の刑事大王令（Grande Ordonnance criminelle）はその一つであり、フランスの糾問手続を集大成する意義を持つ刑事手続法典であった⁽²⁵⁾。

1670年の刑事大王令の下では、手続の開始には三つの方法があった。それは告発、告訴および裁判官の職権訴追であった。

私人による告発は、国王の代官または領主の財務代官に伝達され、登録簿に記録されることによって受理された（大王令第3章6条）。但し、軽率な（mal fondés）告発には被告人に対する賠償が予定され、誣告の場合には刑罰が科された（同7条）。告発は公訴権を直接的に始動させる効果を持たなかったが、検察官（国王の代官等）による訴追を基礎づけるものであった。

告訴は、国王の代官、財務代官と被害当事者が行ない得た。告訴も告発同様、書面に記録されることによって受理されたが（第3章1条、2条）、適式に受理された告訴によって裁判官は予審を義務づけられた⁽²⁶⁾。被害当事者は、私訴原

告人となる場合には自ら訴訟費用を負担しなければならなかったが、申し立てから24時間以内に私訴原告人となることを取下げた負担を免れることも許された(同5条)。告訴は、私訴原告人がいない場合にも国王の代官、領主の財務代官によって行われ得たが(同8条)、この検察官の告訴権は死刑、身体刑等に該当する重大犯罪に限られており、罰金刑にしか該当しない軽微な犯罪については、被害者の和解が優先し、被害者の意に反して訴追を行うことはできなかった(第25章19条)。

裁判官の職権訴追については、大王令はそれほど明確な規定を持っておらず、現行犯の場合に予審が開始されることが規定されているのみである(第1章16条)。しかし、裁判官の職権訴追は、「すべての裁判官は法院検事長である(tout juge est procureur général)」という法諺によって正当化され、1670年の大王令の下でも裁判官は自ら主導権を握って予審を進めることができた。⁽²⁷⁾

以上のように、1670年の大王令の下でも、公の秩序と私人の利益を同時に侵害する犯罪については、被害者は予審を義務づける告訴を行うことによって刑事手続を開始させ、私訴原告人となって損害賠償を求めることができた。⁽²⁸⁾そこでは国王の代官等の検察官の訴追権は、私訴原告人がいない場合でも手続の進行を確保し、処罰を確実にするという意味を持っていたが、軽微犯罪について被害者の和解に優先権が与えられたことからわかるように、法規定の構造から見れば、あくまでも補充的なものであるにすぎなかった。⁽²⁹⁾

1670年の大王令は、フランス革命直前まで刑事手続を支配した法典であり、しかも部分的には革命後の治罪法典(1808年)にもその内容を引き継がれている。特に検察官としての国王の代官の役割は、糺問手続全体が激しい批判にさらされた18世紀に至ってもなお高い評価を受け続けたことによって、フランス革命後の刑事手続改革の帰還にも大きな影響力を持ち続けることになるのである。⁽³⁰⁾

四 革命期における公訴権、私訴権の変遷

フランス革命は、典型的な近代市民革命として、アンシャン・レジームを一挙に瓦解せしめる大きな社会変革の動きであった。刑事法改革は、1789年8月の人権宣言が逸早く刑事法に関わる4ヶ条を置いたことから窺えるように、革命期を通じて最も重要な課題の一つであった。革命期の法は、中間期の法

(loi intermédiaire) と呼ばれ、革命の進行過程に応じて複雑な変容を見せるが、ここでは、革命初期の1791年法、革命暦4年(1795年)の罪刑法典、および革命暦9年(1801年)プリュヴィオーズ7日の法律の規定を中心に公訴権、私訴権の変遷をたどることとする。⁽³¹⁾

(1) 1791年法

憲法定制議会は、当初から司法制度の改革を中心的課題とし、活発な議論の末、刑事についての陪審制の導入、手続の弾劾化、検察官制度の二元化を軸とした1791年9月16—29日のデクレを制定した。⁽³²⁾ 1791年法の訴追制度は、治安判事、起訴陪審の導入、検察官の権限の縮小によって、市民や被害者の役割を飛躍的に増大させたものであった。

すなわち、市民と被害者は告発、告訴によって治安判事に強制的に捜査を行わせることができ(デクレ第1部5編, 6編)、治安判事が活動しない場合には事件を直接起訴陪審に付託し(第2部1編12条)、起訴状を作成し(同9条—11条)、重罪裁判所(tribunal criminel)の公判廷で弁論を行うことができたのである(第2部7編3条, 9条, 18条)。このように訴追について私人の役割が増大したのは、公訴権は市民の権利であるという、議会で支配的となった思想が具体化されたためであり、個人的な損害という訴権の正当化根拠を有する被害者だけでなく、一般市民にも訴追、公訴権行使の権利が認められていた。⁽³³⁾

公選の司法官である治安判事は、告訴、告発に基づいて、または現行犯の場合に職権で捜査を行った(第1部3編, 4編)。治安判事の権限は、捜査権と令状を発する権限の両方を含んでいたが(同)、これも市民の訴追権の理念に抵触するものではなかった。公判に付するか否かの決定権は起訴陪審に委ねられており(第2部1編)、訴追の決定に関しては検察官の権限は全く認められていなかったのである。⁽³⁴⁾ 1791年法は、検察官を国王によって任命される国王委員(commissaire du roi)と公選の公訴人(accusateur public)に分けたが、これらの官吏の権限は、公訴人の公訴維持(第2部4編)と国王委員の公判立会、および論告に限定されていた(同5編)。

ところで、1791年法は、私訴権について明示的な規定を持たず、わずかに第2部8編31条に次のような条文が置かれているのみである。

「重罪裁判所は、刑事訴訟から生ずる民事上の利害について直ちにかつ終審として判決を下す権限を有する。⁽³⁵⁾」

また、法文上も私訴原告人 (partie civile) という呼称はなく、被害者は告訴人 (partie plaignante) と呼ばれている。被害者が刑事手続を利用して損害賠償を請求し得たのか否かは必ずしも明確ではないが、賠償請求権は告訴人の権利の中に当然含まれるものと解されていたようである⁽³⁶⁾。

1791年法は、訴追権限を多様な機関に分配し、重要な部分で私人の参加を認めていたが、革命期の混乱した社会にあっては、その訴追制度は十分な有効性を発揮せず、安定した制度として定着し得なかった。国民公会の成立からジャコバン独裁へと進む革命の進行過程では、1791年法の訴追制度がテルールの手段として政治的に利用される結果さえ生じた。国民公会は検察官を公訴人に一本化した⁽³⁷⁾が(1792年10月20日のデクレ)、公訴人もまた人民の訴権の公平な追行者としての地位を保ち得なかったのである。

(2) 罪刑法典

所謂テルミドール反動を経てテルールが鎮静化すると、国民公会は再び検察官を公訴人と執行権委員 (commissaire du pouvoir exécutif) に分け(1795年憲法248条, 249条), 1791年法の訴追制度をはばそのまま再現した。国民公会は、この憲法の制定後、新しい刑事法典の作成に入り、メルラン (Merlin) によって起草された法案がそのまま採択されて革命暦4年(1795年)ブリュメール3日の罪刑法典 (Code des délits et des peines) が成立した。罪刑法典においては、公訴権、私訴権が次のように明確に定義づけられた。

4条 すべての犯罪は本質的に公訴権を生ぜしめ、同時に私訴権を生ぜしめる。

5条 公訴権は社会秩序にもたらされた侵害を処罰することを目的とする。公訴権は本質的に人民に属する。公訴権は人民の名で、そのために特別に定められた官吏によって行使される。

6条 私訴権は犯罪がもたらした損害の賠償を目的とする。私訴権は損害を被った者に属する。

8条 私訴権は公訴権と同時に、同一裁判官に対して請求され得る (以下略)。

罪刑法典が、私訴権を被害者が刑事手続上賠償を求める権利として明確に規定したことは、被害者 (私訴原告人) の権利が、近代市民社会の刑事手続法の中で再確認されたことを意味する。後に公訴権の行使が排他的に検察官に委ねられるようになって、被害者 (私訴原告人) の権利は重視され、これがフラ

（38）
ンス刑事訴訟法の大きな特色の一つとなるのである。

ところで、罪刑法典の訴追制度は次のような特色を持っていた。

先ず、公訴人の監督下に司法警察機関が整備され（21条以下）、治安判事と陪審指導判事に予審、訴追の権限が与えられた（81条以下、140条以下）。起訴陪審は陪審指導判事、告訴人、告発人の提出した起訴状について訴追の当否を決定し（208条）、重罪に該当する事件は重罪裁判所に移送された。重罪裁判所では、公訴人が公訴追行を行い（278条）、執行権委員は論告のみを行った（292条以下）。軽罪裁判所、違警罪裁判所では執行権委員が公訴追行の任務を負った（162条、186条）。告訴人は重罪の場合は治安判事に告訴し（94条）、軽罪、違警罪の場合は直接裁判所に犯人を訴追する（95条、152条、180条）ことによって公訴を開始させることができ、重罪について起訴状を起訴陪審に提出することができた（226条、227条）。一般市民も告発によって予審を開始させ（87条）、起訴状を提出することができたが（226条、227条）、公訴権の行使の局面では、市民の当事者性は後退した。

以上のように、市民の直接の訴追の権利が縮小され、逆に検察官の当事者性が明確になったことによって、罪刑法典では、人民の権利たる公訴権がそのために設けられた官吏（検察官）に委ねられるという構造が明らかになった^{（39）}。しかし、罪刑法典においては、検察官（公訴人、執行権委員）は公訴追行と手続の監視の任務を負うに止まり、自ら捜査、公訴提起を行うという意味での訴追官、公訴原告ではなかった。訴追の決定は起訴陪審、治安判事、陪審指導判事によって行われていたのである。

罪刑法典の訴追制度は、ナポレオンの抬頭によって総裁政府（Directoire）から統領政府（Consulat）へと政治形態が移行する中で、やはり十分に定着し得ないままに、数年のうちに再び変更された。ナポレオンの刑事司法改革は、効率的な司法を標榜する中央集権化によって特徴づけられるが、それは先ず検察官制度の一本化として表われた。すなわち、革命暦8年（1799年）憲法63条は、公訴人を廃止して政府委員（*commissaire du gouvernement*）を置き、執行権に属する近代的官僚機構の一員としての検察官制度が確立されたのである。このように、罪刑法典以降の刑事司法改革は、中央集権化に伴って革命初期の人民の司法権という理念の後退をもたらすものであった。

(3) 革命暦9年の法律

ナポレオンの統領政府は、罪刑法典の訴追制度は訴追と予審の機能の両方を治安判事と陪審指導判事に与えており、機能分離が十分でなかったという理由から、「真の公訴原告」である政府委員に訴追権を与え、予審を独立の予審判事に委ね、起訴陪審の審理を簡略化する革命暦9年プリュヴィオーズ7日の法律を成立せしめた。⁽⁴⁰⁾この法律は、政府委員およびその代理に捜査、訴追の権限を与え(1条)、告訴、告発を受理することを認めた(3条)。陪審指導判事による予審も政府委員の請求に基づいて行われることになった(12条、13条)⁽⁴¹⁾。予審は非公開で、書面によって行われることになり(10条)、起訴陪審の審理も政府委員の作成した起訴状と予審の記録だけに範囲を限定され(20条)、公判前の段階においては、公開、口頭、対審という弾劾的な要素が斥けられることになった。⁽⁴²⁾

プリュヴィオーズ7日の法律は、被害者の権利については何も規定していない。しかし、法案の提案理由によれば、被害者が被った損害の回復を刑事裁判所で求める権利は不変であると説明されていた。⁽⁴³⁾結局、革命期の立法において、市民の公訴権という理念が後退していく中でも、私訴権の主体たる被害者は、刑事手続を利用して賠償請求を行う当事者としての地位を保持し続けていたのである。

革命期において、訴追機関、公訴原告としての検察官制度が確立されていく過程においても、被害者の手続上の権利が維然として認められていたことの原因はさらに深く検討する必要がある。ここでは、一応の仮説として、私訴原告人の権利が、糺問手続においてすら私人に認められていた伝統的な権利であったという歴史的、経験的事実と、私訴原告人の関与が、訴追、犯罪の立証を促進する作用をもたらす限度で政府の利害と一致する側面を有していたのではないか、ということを描き出すに止めたい。

(未完)

<註>

- (1) Vidal, observations sur la nature juridique de l'action civile, *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, 1963, pp.481et suiv.; 澤登佳人「フランス刑事訴訟法は、検察官と私訴原告人との協同による公衆訴追主義を採る」法政理論16巻1号96頁以下。

- (2) 私的復讐の段階から公権力による手続の発達に至る過程については、穂積陳重『復讐と法律』岩波文庫、1982年；澤登佳人・澤登俊雄著『刑事訴訟法史』風媒社、1968年、25頁以下参照。なお、V.Garraud(R), *Précis de droit criminel*, 13^e ed., Paris, 1921, pp.21—22.
- (3) Faustin Hélie, *Traité de l'instruction criminelle*, 2^e ed., Paris, 1866, T.1, N^{os} 390et411; Mangin, *Traité de l'action publique et de l'action civile en matière criminelle*, 3^e ed., Paris, 1876, T.1, N^o 5.
- (4) Hélie, op.cit., N^{os} 11—12, et 412.
- (5) Laingui et Lebigre, *Histoire du Droit Pénal II La procédure criminelle*, Paris, 1979, pp.17—19; Hélie, op.cit., N^o 413.
- (6) 原告適格を否定された者の種類と理由については、V.Hélie, loc.cit.但し、これらの者も直接の被害者である場合には、被害者としての資格で訴追権を行使することができた。
- (7) Hélie, loc.cit.; Mangin, op.cit., N^o 4.
- (8) Hélie, op.cit., N^{os} 63—65; Montesquieu, *De l'esprit des lois*, Liv.6, chap.8.
- (9) Laingui et Lebigre, op.cit., p.20.
- (10) Laingui et Lebigre, op.cit., pp.23—24; Hélie, op.cit., N^o 414.
- (11) Hélie, loc.cit..
- (12) この職権訴追は「フランクの糺問手続」として知られているが、いまだ不明確なものであり、制度としても定着しなかったとされている。Hélie, loc.cit.; 堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店、1976年、227頁以下。
- (13) Laingui et Lebigre, op.cit., pp.35et39; Hélie, op.cit., N^o 415.
- (14) Esmein, *Histoire de la procédure criminelle en France*, Paris, 1882, p.66. 但し、教会裁判所への糺問手続の導入は従来の弾劾手続と併存する形で行われた。この点につき、Laingui et Lebigre, op.cit., pp.49—50. 教会法の手続については、塙浩訳「フルニエ『フランス中世カノン法訴訟制度要説』(二)」神戸法学雑誌23巻1 = 2号70頁以下参照。
- (15) 但し、糺問手続の導入後も被害者は刑事手続上の当事者としての地位を賠償請求を行う限度で保持していた。V.Hélie, op.cit., N^o 416
- (16) Hélie, op.cit., N^o 417; Esmein, op.cit., pp.100—101. なお、検察官制度の起源につき、Le sellyer, *Traité de l'exercice et de l'extinction des actions publique et privée*, 2^e ed., Paris, 1874, N^o 9; 高内寿夫「フランス検察官の地位とその刑事手続上の機能(一)」国学院法研論叢13号8—13頁参照。
- (17) Hélie, loc.cit.; なお、V.Laingui et Lebigre, op.cit., p.59
- (18) Bouteiller, *Somme rural*, tit.34, cité par Laingui et Lebigre, op.cit., pp.60—62; Esmein, op.cit., pp.108—113.
- (19) Imbert, *Pratique criminelle*, liv.3, chap.1, cité par Hélie, op.cit., N^o 419
- (20) 王令の条文については、Isambert, Decrusy et Taillandier, *Recueil*

général des anciennes lois françaises, 1822—1833, を参照した。以下1670年の刑事大王令まで同様である。

- (21) 通常手続と重大犯罪についての特別手続の区別は、1498年の王令で導入された。通常手続は、公開の法廷で行われ、弾劾的な手続構造を持っていた。V.Esmein, *op.cit.*, pp.136—139.
- (22) アンペールは、「私訴原告人は共通の権利 (*droict commun*) によって身体刑を求め、彼らの利益の賠償を求めることができる」と明言していた。V.Hélie, *op.cit.*, N^{os} 421—422.
- (23) Hélie, *loc.cit.*.
- (24) Hélie, *op.cit.*, N^{os} 425—426.
- (25) 1670年の刑事大王令を中心としたフランスの糺問手続の簡潔な紹介として、梅田豊「フランスにおける自由心証主義の歴史的展開」法政理論18巻1号51頁以下。
- (26) 告訴しても裁判官が予審を行わない場合には、被害当事者は裁判の拒否 (*deni de justice*) として裁判官を訴えることができた。V.Roux, *Le ministère public et la partie lésée*, thèse Paris, 1893, p.100.
- (27) Hélie, *op.cit.*, N^{os} 429—430.
- (28) Pothier, *Traité de la procédure criminelle*, Sec.1, Art.1, dans *Oeuvre Posthumes de M.Pothier*, Tome 3, Orléans, 1778, pp.348—349.
- (29) 高内, 前掲載論文14頁参照。但し私訴原告人は訴訟費用を負担しなければならなかったために、告訴をためらい国王の代官に対する告発に止めることが多かったとされており, (Esmein, *op.cit.*, p.222), 法規定上はともかくとして, 検察官の訴追権の比重は小さくはなかったようである。
- (30) Montesquieu, *De l'esprit des lois*, liv.6, chap.8; ベッカリーア・風早訳『犯罪と刑罰』岩波文庫, 昭和34年, 52—54頁参照。
- (31) 革命期の刑事立法については, 澤登佳人教授による邦訳, 紹介がなされている。法政理論, 17巻3号197頁以下 (1791年法), 17巻4号108頁以下, 18巻1号190頁以下, 18巻2号198頁以下 (罪刑法典), 18巻3号217頁以下 (プリュヴィオーズ法) を各々参照。
- (32) 軽罪, 違警罪については, 別に1791年7月19—22日のデクレが制定された。なお, 検察官制度の再編成をめぐる議論については, 稲本洋之助「フランス革命初期における検察の構造」社会科学研究24巻2号34頁以下参照。
- (33) Hélie, *op.cit.*, N^o444.
- (34) Hélie, *op.cit.*, N^o445.
- (35) 但し, 訴訟費用についての裁判のみを指すのか, あるいは被害者に対する賠償判決まで認める趣旨なのかは明らかではない。
- (36) Hélie, *op.cit.*, N^o539.
- (37) 反革命勢力に対する裁判について, 中村義孝「モンタニャール独裁と刑事裁判」立命館法学183=184号125頁以下。
- (38) 罪刑法典の私訴権規定は, 1808年の治罪法典にほぼそのまま再現されている。V.Esmein, *op.cit.*, p.442.

- (39) Esmein, op.cit., pp.442—443; なお, 罪刑法典の訴追制度につき, V.Hélie, op.cit., N°448.
- (40) この法律の制定経緯につき, V.Esmein, op.cit., pp.451—461; Hélie, op.cit., N°s 450—452.
- (41) 治安判事の予審権限は否定され, 逆に勾留状の発布という予審権限が政府委員に与えられた(7条)。結局, この法律は機能分離よりは検察官の権限の拡大を目指していたと言えよう。V.Hélie, op.cit., N°453.
- (42) この法律は, 革命前の王令と法文の構造上も酷似していた。V.Esmein, op.cit., p.473.
- (43) Hélie, op.cit., N°452.